

西コミュニティセンター利用のきまり

R5.4～

【 利 用 前 】

- (1) 事前予約 窓口または電話にて承ります。利用月の2か月まえから予約できます。予約は先着順で、窓口と電話が同時に重なった場合は窓口の申し込みを優先いたします。
- (2) 一括利用申請 毎年4月から翌年3月まで決まった曜日や部屋を1年分まとめて予約できます。前年度11月に募集しています。詳しくは窓口まで
- (3) 申し込み・支払い 所定の「利用許可申請書」と利用料金を添えて利用開始時間前までに窓口でお支払いください。
ただし、一括利用申請許可対象者は、毎月25日までに翌月の利用の申し込みと支払いをお願いします。
- (4) 受付時間 開館時間中は受付手続きができます。ただし、閉館時間には受付が終わり退出いただきますようご配慮ください。
- (5) 利用の変更や取止 利用日時の変更や取止（キャンセル）が生じた場合は速やかに窓口へ「利用変更許可書申請書」「利用取止申出書」を提出してください。
- (6) 利用料の返金 利用時間の1時間前までに利用の変更及び取止の申し出があった場合は全額返金いたしますが、その時間を過ぎた場合は利用料金がかかります。
午前の利用区分については、前日（前日が休館日の場合は休館日の前日）閉館時間までの申し出について全額返金の対象とさせていただきます。

料金の返金については利用予定月内といたします。

なお、災害発生（台風、地震、大雨など）で利用が困難と認められる場合、避難所開設や選挙会場、行政指導による休館処置が生じた場合も利用料金の全額返金をいたします。
- (7) その他 利用月の2か月以上前に申し込みたい特別な場合は、指定管理者（西内野コミュニティ協議会）で協議したのちに許可できる場合があります。

【 利 用 時 】

1 カギの受けとり

利用時間になりましたら、窓口でカギを受け取ってください

2 利用時間を厳守してください

利用許可書に明示してある時間には、準備から後始末までの時間を含んでいます。
時間内に全ての活動を終了してください。

3 定員を厳守してください

消防法の規定及び事故防止のため、各部屋の定員数は厳守してください。

4 備品について

- ・当センターの備品は使用できます。貸出用の備品については窓口にお申し出ください。
- ・一括利用申請許可者は、指定管理者（西内野コミュニティ協議会）が認めた活動に使う物（私物）について当センターの所定の場所に置くことができます。その場合は所定の念書を提出、破損紛失等については責任を負いません。
- ・利用団体の物品（私物）は該当の団体以外の方は使用できません。
- ・当センター備品の外部への持ち出しや貸し出しは行っていません。
- ・ピアノの利用は別途500円徴収いたします。

5 清掃と原状復帰について

- ・活動終了後、清掃を次の利用者のために必ず行ってください。
- ・利用した設備、備品等は利用前の状態に戻してください。
- ・床を傷つけるおそれのあるときは必要な手当てをしてください。

6 利用報告書とカギの返却

清掃が終了したら「利用報告書」を記入の上、部屋のカギとともに窓口に返却してください。

7 ゴミ

ゴミは各自お持ち帰りください。

【 そ の 他 】

1 利用の制限及び禁止

- ・営利目的、例えば講師が生徒を集めて講師料を徴収するような活動や、月謝や受講料をとるものは、利用を認めません。ただし、教材や資料費程度の会費制は利用を認めます。
- ・その他展示即売会などでも公共福祉に寄贈目的などの催しは、指定管理者（西内野コミュニティ協議会）の議決により許可される場合があります。

2 損害賠償について

万一、施設・設備等を破損または紛失した場合は、窓口にお申し出ください。
確認ののち実費相当分の弁償をしていただく場合があります。

3 非常時に備えて

事故等の発生に備えて、事前に非常口や消防設備等をご確認ください。また、非常事態が発生した場合は、当センター管理人の指示にしたがってください。

4 駐車場について

- ・当センター建物前及び道路向かいの専用駐車場をご利用ください。
- ・当センター周辺での違法駐車は多くの方々にご迷惑をおかけしますので、絶対にしないでください。
- ・駐車場で起きた事故については当センターでは一切責任を負いません。

5 飲食について

- ・各自の責任において飲食は可能です。
- ・アルコールの持ち込みはできますが、たしなむ程度で良識の範囲とします。
また別途1000円徴収いたします。

6 その他

- ・危険物や盲導犬・介護犬以外の動物の持ち込みは固くお断りします。
- ・建物内は全面禁煙です。また、指定された場所以外での火気使用はできません。
- ・行政の特別な事由での利用や指定管理者（西内野コミュニティ協議会）が利用するとき、指定管理者が必要と認めた場合は利用料を免除します。
- ・ご意見がございましたら、1階に設置の「ご意見箱」をご利用ください。